谷崎潤一郎記念館の催し

問い合わせ　谷崎潤一郎記念館　☎23-5852/FAX38-3244
✉ ashiya-tanizakikan@rhythm.ocn.ne.jp

【谷崎文学朗読会】　谷崎と芥川の出会い「刺青」と「鼻」

■日時　５月14日(木)午後１時30分～３時　■会場　講義室　■内容　谷崎潤一郎作「刺青」と芥川龍之介作「鼻」の解説と朗読　■朗読　朗読グループＲＳＴ(紅野芙美子・松島和子)　■会費　1,000円(入館料、ドリンク代含む)　■定員　先着30人　■申し込み　上記へ

【文学館講座】　“ほっこり”書で遊ぶ講座

■日時　５月20日(水)午後１時30分～３時30分　■会場　講義室　■内容　実用的な書　■講師　京都光華学園伝統文化科特別講師・石井みや美氏　■会費　3,000円　■定員　先着16人　■申し込み　上記へ

《５月の休館日》　５月７日(木)・11日(月)・18日(月)・25日(月)

みんなあつまれ！ 5.5（ゴーゴー）フェスタ

■日時　５月５日(火・祝)午前10時～午後４時　■会場　①体育館・青少年センター、②川西運動場　■内容　①親子でバレーボール・みんなで卓球・バドミントン体験教室・紙ひこうき作り/昔あそび・らくがき・縁日ほか、講演会「めざせベストサポーター」(午後０時30分～１時30分)②50m走・50mリレー・キックターゲット・キッズサッカー〈小雨決行〉　■申し込み　直接会場へ

子どもの居場所づくり推進事業　体協チャレンジ 2009

【コース１】　＊次の中から、１種目を選択。〈５月10日(日)まで〉

《卓　球》　午前①９時30分～10時30分②10時40分～11時40分
■日時　６月13日～(第２・第４土曜日)　■会場　体育館・青少年センター　■対象　①小学１～３年生・15人②小学４～６年生・20人　■費用　5,600円(前期10回分)

《バドミントン》　午前①９時30分～10時30分②10時40分～11時40分
■日時　６月13日～(第２・第４土曜日)　■会場　体育館・青少年センター　■対象　①小学１～３年生・15人②小学４～６年生・15人　■費用　5,600円(前期10回分)

《バレーボール》　午前①９時30分～10時30分②10時40分～11時40分
■日時　６月13日～(第２・第４土曜日)　■会場　体育館・青少年センター　■対象　①小学１～３年生・20人②小学４～６年生・20人　■費用　5,600円(前期10回分)

《ソフトテニス(軟式テニス)》　午前10時～正午
■日時　６月13日～(第２・第４・第５土曜日)　■会場　潮芦屋運動場　■対象　小学１～６年生・20人　■費用　5,600円(前期10回分)

《タグラグビー》　午前９時～10時50分
■日時　６月13日～(第２・第４・第５土曜日)　■会場　川西運動場　■対象　小学１～６年生・40人　■費用　5,600円(前期10回分)

《女子サッカー》　午前９時10分～10時50分
■日時　６月13日～(第２・第４・第５土曜日)　■会場　総合公園　■対象　小学１～６年生・30人　■費用　5,600円(前期10回分)

《陸上競技》　午前９時10分～10時30分
■日時　６月13日～(第２・第４・第５土曜日)　■会場　総合公園　■対象　小学１～３年生・40人　■費用　5,600円(前期10回分)

【コース２】　＊上記から、好きな種目を選択。〈５月10日(日)まで〉

【コース３】　〈申し込みは、５月10日(日)まで〉
《キッズテニス》　午前①９時30分～11時②11時20分～午後０時40分
■日時　６月13日～(第２・第４・第５土曜日)　■会場　芦屋公園テニスコート　■対象　①小学１～３年生・25人②小学４～６年生・25人　■費用　7,600円(前期10回分)

問い合わせ　芦屋体育協会　☎22-5650/FAX31-0185

人権擁護委員に日下部昇氏再任

日下部　昇 氏

人権擁護委員に、日下部昇氏(奥池町在住)が再任され、法務大臣から委嘱されました。

◆◆　「人権相談」のご案内　◆◆

人権相談は、毎月第２・第４火曜日の午後１時から４時まで、市役所北館２階会議室２で実施しています。＜要予約＞
相談内容等はもちろん、秘密は厳守します。
相談を希望されるかたは、事前に下記へ予約してください。

問い合わせ　人権推進担当　☎38-2055

人権講演会
「共に生きること、学び合うこと」～人権としての居場所づくり～

■日時　５月20日(水)午前10時30分～11時50分　■会場　市民センター 301室　■講師　大阪市立大学名誉教授・桂正孝氏　■託児　２歳以上・１人250円(保険料)＜５月15日までに要予約＞　■申し込み　直接会場へ(手話通訳・要約筆記あり)

問い合わせ　人権教育推進協議会事務局　☎38-2091(生涯学習課内)

スポーツ賞・スポーツ活動助成金

【スポーツ賞表彰式】
■日時　５月30日(土)午後１時30分～　■会場　体育館・青少年センター　■対象　平成20年度中に公認の県大会以上で第３位以内(県大会は第１位のみ)の成績を収めたかた　■申請　５月８日(金)までに、所定の様式で下記へ
※国・地方公共団体、日本体育協会、学校体育団体等の公認事業に出場する市民へ助成金を交付します。
※「スポーツ活動助成金」についての詳細は、下記へ。

問い合わせ　スポーツ・青少年課　☎22-7910

振り込め詐欺
個人情報の問い合わせにご注意を！

問い合わせ　消費生活センター　☎38-2034

「定額給付金の申請書は、届きましたでしょうか？」とか、「家族構成・銀行名・口座番号を教えてください」などと、市職員や総務省の職員を名乗った電話がかかってきていませんか？
「定額給付金」について、市役所から電話でお尋ねすることは、絶対にありません。

【注意ポイント】
＊ＡＴＭ(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。また、ＡＴＭを操作して、他人からお金を振り込んでいただくことは絶対にありません。
＊手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。
＊電話で、皆さんの家族構成や銀行口座番号などの個人情報の照会をすることは絶対にありません。
＊職員がご自宅に訪問して、預金通帳のコピーを求めることは絶対にありません。
●怪しいと思ったら、お近くの警察や消費生活センターへご連絡ください。

行政相談委員に野村淑氏を委嘱

問い合わせ　お困りです課　☎38-5401

野村　淑 氏

行政相談委員に、総務大臣から４月１日付で、野村淑氏が委嘱されました。

◆お困りです課の相談◆

【公正証書相談】
■日時　５月12日(火)午後１時～４時　■会場　市民相談室　■内容　遺言書等公正証書相談　■申し込み　当日午後０時45分～３時30分に南館玄関受付へ

【行政相談】
■日時　５月20日(水)午後１時～４時　■会場　お困りです課　■内容　行政への意見・要望　■申し込み　当日午後０時45分～３時30分に南館玄関受付へ

【家事相談】
■日時　毎週水曜日・午後１時～４時　■会場　市民相談室　■内容　離婚・相続等(要予約)　■申し込み　その週の月曜・午前９時から電話で上記へ

【弁護士による法律相談】
■日時　毎週木曜日・午後１時～４時　■会場　市民相談室　■内容　借地・借家・金銭貸借等(要予約)　■申し込み　その週の月曜・午前９時から電話で上記へ

【司法書士による法律相談】
■日時　毎週金曜日・午後１時～４時　■会場　市民相談室　■内容　登記・多重債務整理等(要予約)　■申し込み　その週の月曜・午前９時から電話で上記へ

人権特集　配偶者の暴力（DV）から 逃れるために

問い合わせ　人権推進担当　☎38-2055

21世紀は「人権の世紀」といわれています。人権とは、人が人らしく幸福に生きていくために最低限必要な権利であり、誰もが生まれながらにして持っていて、誰からも侵されることのないものです。 人権尊重社会の実現のために、日々の生活のなかで市民の皆さんや地域社会と協力して、安全で住みやすいまちづくり、何よりも大切な“人権尊重社会”の形成に取り組んでいきます。
今回の「人権特集」は、さまざまな人権問題の中から、夫や親しい男性からの暴力について特集し、具体的なＤＶ被害からの解決方法を探ります。

プロフィール

佐藤 功行（さとう よしゆき）氏

昭和40年11月神戸生まれ。
平成８年４月、弁護士登録(神戸弁護士会)。平成15年３月、「佐藤功行法律事務所」開設、現在に至る。
ドメスティックバイオレンスがからむ離婚事件に、数多くかかわっている。

「ドメスティック・バイオレンス」(ＤＶ)の言葉が日本で定着してはや久しく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(ＤＶ防止法)が施行されたのが、平成十三年十月、最初の改正施行が翌十四年十二月、二回目の改正施行が平成二十年一月でした。
ＤＶ防止法は、被害者からの申し立てにより、裁判所が加害者に対して「保護命令」を出すことができることが定められており、その内容は、６カ月間の接近禁止命令、二カ月間自宅から退去命令のほか、電話等の禁止、子ども、被害者親族らへの接近禁止も命じてもらえるようになっています。
以下、ＤＶ被害から逃れ、離婚を成立させるまでの流れを簡単に説明します。

「別居する」ということ

ここが一番勇気がいるところです。別居するには、どこへ逃げるか、ということをまず考える必要があります。緊急の場合は、警察や市役所を通じて、県あるいは民間の避難所(シェルター)に逃げることもできますが、できれば必要最低限の荷物や思い出の品、大切なものを運び出すか持参して、事前に準備した避難先、実家などへ避難するのが望ましいです。

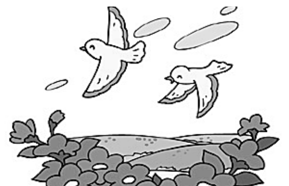

「加害者と別居する」ということは、基本的に、二度と加害者のもとへは戻らない、ということになりますし、その後、夫婦関係の解消(離婚)など、法的にけじめをつけることになりますので、将来を見据えた決断が必要となります。
あと大切なことですが、別居する際は、必ず子どもたちも一緒に連れて逃げてください。暴力を受けて緊急的に一人だけ避難した後で、子どもたちを引き取りに行くということだと、法的にかなり複雑で難しい問題がありますので、ご注意ください。

「保護命令の申し立て」

ＤＶ防止法に基づく保護命令の申し立ては「地方裁判所」で行います。この点、離婚調停や訴訟は「家庭裁判所」で行うのですが、保護命令は「地方裁判所」ですので、ご注意ください。
ご自宅最寄りの地方裁判所(本庁あるいは支部)に行けば、「保全係」の「書記官」が、手続きの仕方や流れについて説明してくれますので、お気軽にご相談ください。また「弁護士」に相談することを希望される場合は、「総合法律センター」や「法テラス兵庫」(下記参照)に相談、または弁護士の紹介を受けてください。
保護命令の申し立てには、事前に最寄りの警察署に「ＤＶ被害相談」を受けておくことが必要です。診断書などがなくても、とりあえず、警察署の「生活安全課」のかたに、いつ、どこで、どのような暴力を振るわれたかを説明し、相談を受けてください。
すぐに病院に行けなくても、けがをした様子が分かるような写真を、撮っておくことも大切なことです。
なお、申し立てをしても、相手には避難先を知られずに済みますので、ご安心ください。

DV相談・弁護士紹介
■総合法律センター
〈予約制〉☎078-341-1717
(ＪＲ神戸駅南・クリスタルタワー 13階)
■法テラス兵庫
〈予約制〉☎050-3383-5440
(総合法律センター内)

「離婚調停の申し立て」

別居して、保護命令が発令されるところまでくれば、一山越えたという感じです。保護命令が発令されるまでには、申し立て人被害者が裁判所に提出した書類は、相手方加害者に届いており、加害者は裁判所に呼び出され、裁判官からいろいろと質問される、という手続きを経ており、さらに命令が出た後に、警察から注意を受けるということもありますので、一応の危険は避けられたということになります。
次に被害者がなすべきことは、「離婚調停」の申し立てです。これは、出てきた自宅最寄りの「家庭裁判所」に申し立てをします。「離婚」する場合、話し合いだけで済めば、「離婚届」に双方署名押印して、これを市役所や区役所に提出するだけで足りますが、ＤＶがからんだ離婚では、通常、当事者のみの「話し合い」だけで終わるということはなく、また、離婚後の「養育費」の取り決めや、「財産分与」のことなどは、仮に「話し合い」がつくような状況であっても、きちんとした裁判所の「調書」を作成しておけば、後々安心ですので、少なくとも「離婚調停」の申し立てはしておくことをお勧めします。
「離婚調停」の手続きを経ても話し合いがつかない場合は、「離婚訴訟」に手続きが移りますが、これも「家庭裁判所」に申し立てをします。
なお、原則として、いきなり「離婚訴訟」を起すことはできず、先に「調停」手続きを経てからでないと、「訴訟」はできません。簡単に言えば、「調停」とは、裁判所での「話し合い」ですが、「訴訟」は、裁判官に決めてもらう(「判決」)という手続きです。

「離婚」するときに決めるべきこと

離婚するときには、それぞれにさまざまな事情があり、感情的にもしんどいことが多くありますが、法的には以下のことを決めれば済むことです。つまり、①離婚するかしないか、②子どもたちの親権をどちらがとるか、③養育費の金額をどうするか、④慰謝料を支払うか否か、いくらか、⑤分与すべき財産があるか、あるとしてどのように分与するか、です。また別居後、離婚成立するまでの母子の生活費(これを「婚姻費用」と言います)も相手からもらえますので、離婚調停の申し立ての際、一緒に家庭裁判所に申し立てる(婚姻費用分担請求)ことになります。

ウィザスあしや　女性相談
《相談予約専用　☎38-2022》
専門の相談員が相談に応じます
【女性の悩み相談】＜要予約＞
■日時　5月2日(土)、毎週金曜日・午後1時～4時　■内容　夫婦・家族関係、心の悩みなど
【暴力(ＤＶ)に関する相談】＜要予約＞
■日時　５月13日・20日(水)午後1時～4時
■内容　夫や親しい関係にある男性からの暴力
〈会場・男女共同参画センター〉

5月 テレビ広報番組ガイド 9ch.

芦屋市広報番組　あしや30（サーティーmin.）

		放送時間〔30分〕
オープニング	うんじゃ隊の友	①８:30
芦屋の動き	第21回芦屋さくらまつり	②12:00
芦屋市政キララ	市民に見える新防災拠点　消防庁舎完成	③16:00
トピックス	ユニセフカップ2009芦屋国際ファンラン 市民と市長の「集会所トーク」	④19:00
お知らせ	歯の衛生週間の催し・ティータイム交流会	⑤22:30
ドラマサーティー	乳がん検診物語	※ＤＶＤ
市民の時間	タウンウォッチング　芦屋浜	ＶＴＲ
エンディング	大東保育所　「♪みどりのマーチ」	貸出可

※「J:COM特別番組」のため、５月10日(日)の③④の放送は休止します。
■アナログ放送は９chで、地上デジタル放送は11chでご覧ください。
■番組に関する問い合わせ　広報課　☎38-2006　■CATV全般に関する問い合わせ
㈱ケーブルネット神戸芦屋(J:COM)カスタマーズセンター　0120-13-8160

芦屋うるわし～博物館の底力～
＜期間：４月11日▶６月28日(月曜日休館)＞

《展示解説》　芦屋うるわし～博物館の底力～
■日時　５月２日(土)午後２時～(約30分)　■会場　展示会場　■講師　明尾圭造当館学芸課長　■参加費　要観覧料(一般300円・大高生200円・中学生以下無料)　■申し込み　直接会場へ

《展覧会関連講座》　「芦屋の歴史と文化①」
■日時　５月10日(日)午後２時～３時　■会場　美術博物館講義室　■講師　明尾圭造当館学芸課長　■参加費　要観覧料(一般300円・大高生200円・中学生以下無料)　■申し込み　直接会場へ

美術博物館の催し

問い合わせ　美術博物館　☎38-5432

古文書講座　“六甲山と芦屋”

古文書を通して、江戸時代の芦屋の人々が、六甲山をどのように利用してきたかを考えます。
■日時　５月20日～９月16日(第３水曜日中心)午後２時～３時30分　■講師　当館学芸員ほか　■定員　30人　■資料代　2,000円　■申し込み　往復はがきに、住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、５月11日(月)＜必着＞で、美術博物館(〒659-0052　伊勢町12-25)へ

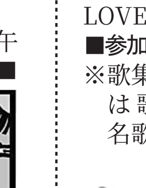

♪みんなで♪歌いましょう

■日時　５月15日(金)午後１時30分～３時　■会場　講義室　■指導　加藤純子(歌)・沖倫子(ピアノ)と、I LOVE　ASHIYAの皆さん　■参加費　500円(観覧料含む)
※歌集をお持ちでないかたは歌集代1,000円(『愛唱名歌』野ばら社)が必要

公民館音楽会　明日香 都コンサート

■日時　５月30日(土)午後１時30分～３時　■会場　市民センター 音楽室　■出演　明日香都(元宝塚歌劇団)、瀬芙紀子(ピアノ)　■曲目　すみれの花咲く頃／星に願いを／アマポーラほか　■参加費　500円　■申し込み　事業名・住所・氏名・電話番号を記入し、５月18日(月)までに、はがきかファクスで公民館へ

明日香　都

問い合わせ　公民館　☎35-0700/FAX31-4998
(〒659-0068　業平町8-24)

いきいきシネマサロン　山桜

山桜に手繰り寄せられた運命の糸。ただ１度の出会いが２人の未来を大きく揺るがしていく…。藤沢文学の名作を映画化！
■日時　５月16日(土)①午前10時10分②午後１時20分③午後３時30分(１時間39分)　■会場　ルナ・ホール　■出演　田中麗奈、東山紀之、篠田三郎、檀ふみ、北条隆博、南沢奈央ほか／監督・篠原哲雄　■入場料　中学生以上1,000円(当日券のみ)・小学生500円※広報掲載記事持参の中学生以上のかた200円割引

問い合わせ　市民センター　☎31-4995